

指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に地方自治法（以下「法」という。）の改正（平成 15 年 9 月施行）により創設された制度です。

この制度の創設により、地方公共団体は、民間事業者やNPO、地域団体等についても議会の議決を経て公の施設の管理を指定管理者に指定できることになりました。

本市では、平成 17 年に「北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 17 年条例第 18 号。以下、「手続条例」という。）」を施行し、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。あわせて、「指定管理者制度活用の基本方針（以下、「基本方針」という。）」、「北広島市指定管理者指定手続事務取扱要綱（以下、「要綱」という。）」等を定め、制度を運用しています。

●公の施設とは？

- ・住民の福祉を増進する目的で地方公共団体（都道府県や市町村）が設置する施設（法第 244 条第 1 項）
- ・住民は誰でも公の施設を利用することができ、正当な理由がない限り、その利用を拒んではならない（法第 244 条第 2 項、第 3 項）
- ・公の施設の設置は、条例で定める（法第 244 条の 2）

2 指定管理者制度の目的と運用

指定管理者制度は、民間事業者等が持つノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、より効果的で効率的な管理運営を行っていかうとするために、「施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」に導入できる制度（法第 244 条の 2 第 3 項）ですが、制度導入後、留意すべき点も明らかになってきたことから、平成 22 年に総務省から「指定管理者制度の運用について」の通知が発出されました（参考 1-5）。

【通知抜粋】

- 1 公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき
- 2 公共サービスの水準の確保（単なる価格競争ではない）
- 3 設置目的や実情等を踏まえて実情を定めること
- 4 施設の態様等を踏まえて適切に選定させること ほか 4 項目

3 指定管理者が管理する公の施設について

(1) 施設の利用時間等について

施設の利用時間や休館日、利用の制限、利用料は施設の条例で規定しています。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長等の承認を得て変更することができます。

(2) 指定管理者の監督等について

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を施設の所管課が指定する日までに提出しなければなりません。市は、事業報告書の内容を精査した上で承認をし、必要に応じて業務内容に関する指導、調査、指示等を行うことになっています。(法第 244 条の 2 第 7 項、要綱第 9-1)

また、市は、指定管理者に対して、当該管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることになっています。この指示に従わない場合は、指定を取消すことができます。

(法第 244 条の 2 第 10 項、第 11 項、要綱第 9-5 (1) (2))

(3) 指定管理者の業務評価

指定管理者による施設の管理運営が協定に定めた管理業務の計画書等に従い適切に実施されているか否かについて本市が定期的に確認検証(モニタリング)を行い業務の改善につなげるとともに、業務評価を市民に公表しています。(事務取扱要綱第 9-3)

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律では、指定管理者も、「保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」としており(個人情報保護法第 66 条)、市と指定管理者との間で締結する協定書の中で個人情報の保護に関する事項を規定することになっています。(基本方針第 3-2)

4 指定管理料について

指定管理料の設定にあたっては、あらかじめ施設の管理・運営に必要と想定される経費総額を積算します。また、施設の効率的な運営をはかるため、民間事業者等の経営努力が発揮される施設については、利用料金制度を採用します。(基本方針第 2-6)

5 指定管理者による管理が開始するまでの手続き

指定管理者による管理が開始するまでは、概ね次のような手続きを行います。

(1) 指定管理者制度導入の有無について

新規に導入しようとする場合は、施設の設置目的、利用者のサービスの

向上、管理経費の縮減等に着眼し、導入の有無を決定します。更新時には、利用者の意見や費用対効果など様々な角度から、指定管理者による管理を検証し、継続して指定管理者による管理とするか等、総合的に判断して検討・決定します。(基本方針第2)

(2) 対象施設の設置条例の整備

指定管理者制度を新規に導入しようとする場合は、施設の設置条例に、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲を規定します。(要綱第2-2)

(3) 指定管理者候補者選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定その他指定管理者に関し必要な事項を審議するため、指定管理者候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置します。なお選定委員会は、専門性と透明性を高めるため、外部委員である学識経験者と市職員9名以内で組織し、委員長は、市長の指名により副市長が行います。(手続条例第9条、第10条、要綱第5-1)

(4) 指定管理者候補者の公募

募集要項を作成し、1ヵ月程度の募集期間を設定して、広報や市のホームページでお知らせし申請の受付を行います。施設によっては公募によらない場合もあります。(手続条例第2条、基本方針第3-3、要綱第3)

(5) 指定管理者候補者の選定

選定委員会では、総合点数方式審査要領に基づき、募集要項で公表した評価基準に沿って申請団体の審査を行います。審査後、審査の結果を市長又は教育委員会に報告します。市長又は教育委員会は、選定委員会の報告を受けて候補者を選定し、議会に提案します。

(6) 議会の議決と指定

指定管理者の指定については、議会で審議し、議決が必要となります。議決事項は、「指定管理者に管理を行わせる施設の名称」「指定管理者として指定する団体の名称等」「指定の期間」です。(法第244条の2第6項、基本方針第2-6)

指定期間については、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスクの軽減、計画的な管理運営などを考慮し、原則5年としています。(基本方針第2-4)

(7) 協定の締結

指定の議決後に、管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結します。(手続条例第8条、基本方針第3-7、要綱第8-2)

(8) 指定管理者による管理の開始

協定に基づき、施設の管理業務を行います。